

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年2月20日(2020.2.20)

【公開番号】特開2018-125669(P2018-125669A)

【公開日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2017-15790(P2017-15790)

【国際特許分類】

H 04 L 12/66 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/66 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月7日(2020.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項11】

請求項10に記載のシステムであって、

前記パケット受信計算機は、前記監視部を含み、

前記監視部は、前記パケット受信計算機から送信されるパケットを監視し、

前記パケット送信元計算機は、第2監視部を含み、

前記第2監視部は、

前記管理情報に基づいて、前記パケット送信元計算機から送信されるパケットの宛先ネットワークアドレスと前記セキュリティ境界との関係を特定し、

前記宛先ネットワークアドレスが前記セキュリティ境界外のアドレスであるパケットを破棄し、

前記宛先ネットワークアドレスが前記セキュリティ境界上のネットワークアドレスであるパケットに対して監視処理を実行し、

前記宛先ネットワークアドレスが前記セキュリティ境界内のネットワークアドレスであるパケットを、前記監視処理を実行することなく転送する、システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項12】

請求項9に記載のシステムであって、

前記セキュリティ境界内の第1ゲートウェイ計算機と第2ゲートウェイ計算機とをさらに含み、

前記第1ゲートウェイ計算機は転送部と前記監視部とを含み、

前記第2ゲートウェイ計算機は第2転送部と第2監視部とを含み、

前記転送部は、前記パケット受信計算機から送信されたパケットのうち、ネットワークアドレスが前記第2ゲートウェイ計算機と異なるパケットを選択して、前記監視部に送信し、

前記第2転送部は、前記パケット送信元計算機から送信されたパケットのうち、ネットワークアドレスが前記第1ゲートウェイ計算機と異なるパケットを選択して、前記第2監

視部に送信し、

前記第2監視部は、

前記管理情報に基づいて、前記パケット送信元計算機から送信されるパケットの宛先ネットワークアドレスと前記セキュリティ境界との関係を特定し、

前記宛先ネットワークアドレスが前記セキュリティ境界外のアドレスであるパケットを破棄し、

前記宛先ネットワークアドレスが前記セキュリティ境界上のネットワークアドレスであるパケットに対して監視処理を実行する、システム。